

令和7年第1回

相楽広域行政組合議会臨時会会議録

(令和7年6月5日)

令和7年第1回相楽広域行政組合議会臨時会会議録

○招集年月日 令和7年5月29日(木)

○告示年月日 令和7年5月29日(木)

○招集の場所 そうらく衛生センター 会議室

○開 会 令和7年6月5日(木) 午後1時26分

○閉 会 令和7年6月5日(木) 午後2時03分

○出席議員(14名)

1番	小見山 正	2番	高岡 伸行
3番	森本 隆	4番	西山幸千子
5番	山本 翔太	6番	岡本 正意
7番	神田 高宏	8番	岡田 三郎
9番	土岐 太郎	10番	柴田はすみ
11番	西 昭夫	12番	奥森 由治
13番	畑 武志	14番	岡本 篤

○会議録署名議員

1番	小見山 正	2番	高岡 伸行
----	-------	----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	杉浦 正省	理事(木津川市長)	谷口 雄一
理事(笠置町長)	山本 篤志	理事(和束町長)	馬場 正実
理事(南山城村長)	平沼 和彦		
会計管理者(精華町会計管理者)	上西 昌子		

○事務局職員出席者

事務局長	國子 慶順	主幹	瀧阪 尚也
主査	南山 新治		

○議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

○追加議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 相楽広域行政組合議会運営委員会委員の選任について
- 第6 同意第 2号 相楽広域行政組合監査委員の選任について
- 第7 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び相楽広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

令和7年第1回相楽広域行政組合議会臨時会

令和7年6月5日（木）

そうらく衛生センター 会議室

（午後1時26分 開会）

○事務局長 皆さん、こんにちは。事務局長の國子でございます。定刻前ではございますけれども、皆さんお揃いでございますので、始めさせていただきます。

本日は、各市町村におかれましては、6月定例議会等を控え、公私とも何かとお忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会でございますけれども、組合を構成する市町村のうち、3月に和束町議会で、5月に木津川市議会でそれぞれ役員改選等が行われ、また、5月には、精華町議会議員選挙がありましたことから、本組合議会議員の改選がございました。このことにより、現在、議長、副議長が不在となっておりますので、議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

つきましては、出席議員の中で、畑武志議員が年長の議員でございますので、ご紹介を申し上げます。畑議員、議長席の方へお願いいたします。

○臨時議長 皆さん、こんにちは。ただ今、事務局からご紹介をいただきました和束町議会の畑武志でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、私が臨時議長の職務を務めさせていただくことになりましたので、よろしくをお願いいたします。

開会に先立ち、先ほど事務局からございましたが、和束町議会、木津川市議会では議長等の改選によりまして、また、精華町では、議会議員選挙を受け、初議会が開会され、それぞれ本組合議会議員が新たに選出されました。

それでは、ただ今の着席の順で小見山正議員から自席にて順次自己紹介をお願いいたします。

○小見山議員 木津川市議会議員の小見山正と申します。よろしくお願いいたします。

○高岡議員 木津川市議会議員の高岡でございます。山城町上狛の茶問屋街から来させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○森本議員 木津川市議会の森本でございます。よろしくお願いいたします。

○西山議員 木津川市議会の西山でございます。よろしくお願いいたします。

○山本議員 笠置町議会の山本翔太です。よろしくお願いいたします。

○岡本正意議員 和束町議会から大変久しぶりに組合議会に選出されました岡本正意と申します。よろしくお願いいたします。

- 神田議員 精華町議会の神田高宏です。よろしくお願いいたします。
- 岡田議員 精華町議会の岡田でございます。よろしくお願いいたします。
- 土岐議員 南山城村議会の土岐と申します。よろしくお願いいたします。
- 柴田議員 木津川市議会の柴田でございます。よろしくお願いいたします。
- 西議員 笠置町議会の西昭夫です。引き続きになりますが、よろしくお願いいたします。
- 奥森議員 南山城村議会の奥森です。よろしくお願いいたします。
- 岡本篤議員 精華町議会の岡本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 臨時議長 それでは、最後に、私は、和東町議会の畑武志でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これで自己紹介を終わります。
 続いて、組合理事者等の紹介を事務局からお願いします。
 事務局長。
- 事務局長 それでは、組合理事者等の紹介を事務局からさせていただきます。
 組合理事会、代表理事の杉浦正省精華町長です。
- 杉浦代表理事 杉浦です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長 理事の谷口雄一木津川市長です。
- 谷口理事 谷口でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局長 同じく理事の山本篤志笠置町長です。
- 山本理事 山本です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局長 同じく理事の馬場正実和東町長です。
- 馬場理事 和東町長の馬場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局長 同じく理事の平昭和彦南山城村長です。
- 平沼理事 平沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局長 続いて、会計管理者の上西昌子精華町会計管理者です。
- 上西会計管理者 上西です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長 続いて、事務局の瀧阪主幹です。
- 瀧阪主幹 瀧阪と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局長 同じく南山主査です。
- 南山主査 南山と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局長 最後に、わたくし事務局長の國子でございます。以上で、紹介を終わらせていただきます。
- 臨時議長 どうもありがとうございました。次に、代表理事からあいさつを受けます。
 杉浦代表理事。
- 代表理事 議員の皆さん、こんにちは。代表理事で精華町長の杉浦でございます。開

会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第1回相楽広域行政組合議会臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私とも、大変御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

平素は、当組合の運営に格別のご高配を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会は、3月に先ほども言われましたように、和東町議会で、5月に木津川市議会で議長等の改選がなされ、精華町議会では、議会議員選挙があり、5月20日に初議会が開催され、新たに組合議会議員とされました皆さま方を迎えての議会となります。今回、新たに本組合議会の議員とされました議員の皆さま方におかれましては、相楽地域の広域行政の推進にご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、本組合の主な取り組みの報告でございますが、本日、配付させていただきました「令和7年第1回議会臨時会業務報告」の資料をもって報告とさせていただきます。

さて、今臨時会に提案いたします議案は、相楽広域行政組合監査委員の選任についてなど2件であります。

どうかよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今から、令和7年第1回相楽広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員は全員で定足数に達しております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に、傍聴の申し出がありますので、臨時議長においてこれを許可いたします。

また、広報用として、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議事日程の報告を申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行ないます。

仮議席として、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

○臨時議長 日程第2、議長の選挙を議題といたします。議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に岡本篤議員を指名いたします。

おはかりします。ただ今、臨時議長において指名しました岡本篤議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

したがって、ただ今臨時議長が指名しました岡本篤議員が議長に当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。議長の当選承諾とあいさつをお願いいたします。岡本篤議員。

○岡本議長 ただ今、相楽広域行政組合議会の議長を仰せつかりました岡本篤でございます。

さて、地方自治体を取り巻く環境は、今まで以上に非常に厳しい状況にあります。広域行政の重要性を認識し、さらに連携を深めていくことができるよう精進してまいりたいと存じます。

皆様のご協力を得まして、この職務を全うしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

非常に簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長 ありがとうございます。これをもって、臨時議長の職務を終了いたしました。御協力誠にありがとうございました。議長を交代いたします。岡本篤議長、議長席へお願いいたします。

これより、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長 それでは、再開いたします。議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、職員に追加議事日程を配付させます。

(職員 追加議事日程配付)

○議長 それでは、お手元に配付いたしました追加議事日程について、本日の日程に追加し、議題としたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっております。

よって、議長において議席を指定いたします。

議席は、ただ今、ご着席の議席を指定いたします。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行いません。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名します。

1番 小見山正議員、2番 高岡伸行議員を指名いたします。

○議長 それでは、追加日程第3、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、去る4月24日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、副議長に、畑武志議員を指名します。

おはかりします。

ただ今、議長において指名しました、畑武志議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今議長が指名しました、畑武志議員が副議長に当選されました。ただ今、副議長に当選されました、畑武志議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。副議長の当選承諾とあいさつをお願いいたします。畑議員。

○畑副議長 ただ今、相楽広域行政組合の副議長を仰せつかりました畑でございます。市町村を取り巻く環境は年々厳しくなっており、相楽地域の市町村が連携していくことが必要になってまいります。

議長を支えながら、一生懸命頑張っている所存でございます。議員の皆様方には、ご協力をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任のあいさついたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、追加日程第5、相楽広域行政組合議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、相楽広域行政組合議会委員会条例第1条第2項の規定により、「委員の定数は5人とし、各市町村より1人をもって組織する」ことになっております。和束町の畑議員が議会運営委員でありましたが、副議長に選任されたことから、委員の辞職願が提出され、許可いたしました。したがって、現在、笠置町議会の西議員、南山城村議会の奥森議員のお二人が議会運営委員会の委員であり、このたび改選がございました木津川市議会及び精華町議会から、また、和束町議会の議会運営委員会の委員を選任するものでございます。議会運営委員会の委員の選任については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

議会運営委員会の委員に木津川市議会の柴田はすみ議員、和束町議会の岡本正意議員、精華町議会の岡田三郎議員を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、柴田はすみ議員、岡本正意議員、岡田三郎議員を議会運営委員会の委員に指

名することに決定いたしました。

それでは、ここで議会運営委員会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は隣の事務室で行ってください。

それでは、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

職員に名簿を配付させます。

(職員 名簿配付)

○議長　それでは、議会運営委員会での正・副委員長の互選の結果を報告いたします。

別紙名簿にありますとおり、委員長に岡田三郎委員、副委員長に岡本正意委員が、それぞれ選任されました。

追加日程第6、同意第2号、相楽広域行政組合監査委員の選任についてを議題とします。それでは、ここで地方自治法第117条の規定により、柴田はすみ議員の退席を求めます。

(柴田はすみ議員 退席)

○議長　それでは、本案について提案者の説明を求めます。杉浦代表理事

○代表理事　それでは、同意第2号を提案させていただきます。同意第2号、相楽広域行政組合監査委員の選任について

相楽広域行政組合監査委員に下記の者を選任したいから、相楽広域行政組合同規約第10条第2項の規定により、議会の同意を求めます。ご提案させていただく方は、柴田はすみさまでございます。住所と生年月日、経歴につきましては、記載のとおりでございます。

令和7年6月5日提出

相楽広域行政組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。議員のうちから選任する監査委員として、柴田はすみ氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。どうかご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長　以上で提案説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

なお、質疑の回数につきましては、会議規則第55条に、「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。」と規定されていますので、よろしくお願いをいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　なければ質疑を終わります。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　「討論なし」と認めます。

これより採決を行ないます。

同意第2号、相楽広域行政組合監査委員の選任についてを採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長　起立全員であります。

よって、同意第2号、相楽広域行政組合監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。それでは、柴田はすみ議員の入場を認めます。

(柴田はすみ議員　入場)

○議長　柴田はすみ議員に申し上げます。監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

追加日程第7、議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び相楽広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

杉浦代表理事

○代表理事　それでは、議案第11号を提案させていただきます。

議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び相楽広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和7年6月5日提出

相楽広域行政組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。

「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

どうかご審議の上、原案のとおりご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　以上で提案説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

西山議員どうぞ。

○西山議員　まず、この条例改正で、該当する職員がいるのかどうかをまず確認したい

と思います。

○議長 事務局長。

○事務局長 それでは、西山議員の質問にお答えいたします。該当する職員はおりません。すべて3歳以上の子どもを扶養しているということでございます。

○議長 西山議員どうぞ。

○西山議員 たらればの質問はあまりお答えいただけないかもしれませんが、こちらの職員さん、少数精鋭でいつもやってらっしゃると思うんですね。今回は該当されないの、これが、条例改正して整えるというところが目標、目的ではありますが、例えば、該当した場合に、やはり不都合とってしまうとあれなんです、職務に対して少し人数でやる分には難しくなるんじゃないかということの懸念があります。今後、またそういう方が来られた時に、そこも含めてフォロー体制というのほどのように考えていらっしゃるのかお答えください。

○議長 事務局長。

○事務局長 それでは、西山議員の再質問にお答えさせていただきます。基本的には、現段階ではおりませんし、それ以外の職員については、構成団体の方から派遣はいただいているという現状がございます。ただ、その構成団体から派遣される職員につきましては、その団体の規定によって、条例の中で整理はされるわけでございますけども、そういう対象者がいた場合につきましては、構成団体と十分調整をさせていただいた中で、また、新たに人をということも調整をする必要があると現段階では考えているところでございます。以上でございます。

○議長 それでは、他に質疑ありませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 「討論なし」と認めます。

これより採決を行ないます。

議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び相楽広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行ないます。原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び相楽広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長 本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、令和7年第1回相楽広域行政組合議会臨時会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。議員の皆さまにおかれましては、各市町村の6月議会を迎えられるわけでございますが、今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

なお、この後、そうらく衛生センターの施設見学が行われますので、ご希望されます議員の皆さまは、御残りください。本日は、大変ご苦勞様でした。

(午後2時03分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽広域行政組合議会臨時議長 畑 武志

相楽広域行政組合議会議長 岡本 篤

会議録署名議員 小見山 正

〃 高岡 伸行